

第3節 快適な都市環境の確保

大阪市ではこれまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善するなどの成果をあげており、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めることにしています。また、風・水・緑などの活用により、水都再生と自然共生社会をめざしていくことにしています。

1 都市環境の創造

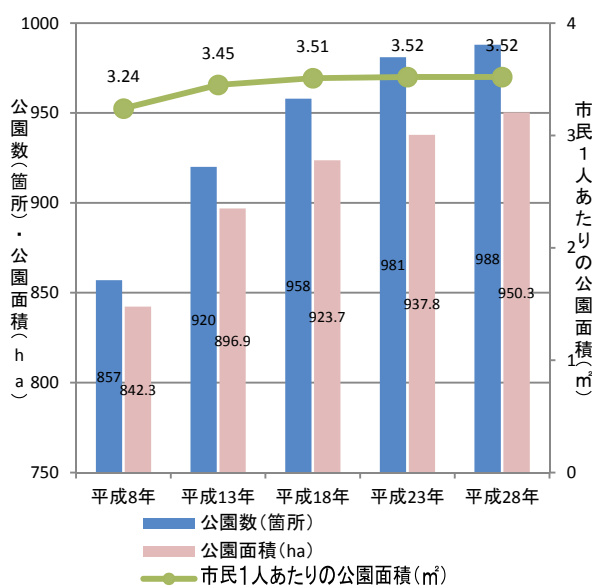
(1) 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

平成28年4月現在 988か所、950.3ha、市民1人あたりの公園面積 3.52m²に至るまで公園整備を実施しました。

公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

(2) 主な取組み

緑の保全や創出のほか、水辺空間の保全と創出、生物多様性の保全と持続可能な利用、まちの美化啓発などのため、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。

① 緑の保全と創出

緑の保全と創出に取り組んでいくための新たな仕組みとして平成28年4月1日に施行した「大阪みどりのまちづくり条例」に基づき、本市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、新・大阪市緑の基本計画により、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、大阪城公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 公共空間の緑化推進

公園や道路、公共施設の緑化を推進し、市民協働により花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

ウ. 緑化ボランティアの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、緑化ボランティアの育成に取り組んでいます。

② 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

ア. 河川周辺の親水空間の創造

淀川などにおける、公園緑地の創出、水辺環境づくりや道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を創造しています。

道頓堀川



イ. 港湾地域の整備の促進

臨海部での緑地や親水堤防等を整備し、ウォーターフロントの特性を生かして、市民や港を訪れる人々が憩い、集える緑地整備を進めています。

コスモスクエア海浜緑地



ウ. 下水の高度処理水の活用

快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。

海老江下水処理場のせせらぎ（四季の里）



③ 生物多様性の保全と持続可能な利用

ア. 大阪市環境審議会からの答申

平成24年1月に環境審議会より、大阪市における生物多様性について答申を受けました。

この答申では、大阪市と生物多様性のつながりや、市域の自然の現況などをとりまとめています。

イ. 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

大阪府内及び周辺地域の生物多様性の保全に資する調査研究や普及啓発事業等を関係自治体、地域住民、教育・研究機関等が協働し実施することを目的とし、平成24年3月に設立され、大阪府も加入しています。

当ネットワークでは、シンポジウムの開催や普及啓発用リーフレットの作成など、生物多様性の保全に資する活動を進めています。

④ まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ、不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実に努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけしています。

ア. ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

イ. ノーポイモデルゾーン（ポイ捨て防止推進モデル地区）

「清潔保持推進区域（ノーポイモデルゾーン）」を全区に設定しています。

ウ. 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけしています。

エ. 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。

大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に、定期的に清掃や美

化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

オ.「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の一斉清掃を毎年実施しています。平成 23 年度からは、大阪マラソンとタイアップし、「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」として、7日間にわたり実施しています。

カ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

キ. ポイ捨て防止条例（正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）

市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

⑤路上喫煙対策事業

ア. 大阪市路上喫煙の防止に関する条例

大阪市では、平成 19 年 4 月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

イ. 路上喫煙禁止地区の指定

条例に基づき、平成 19 年度に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成 27 年 2 月からは都島区京橋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料 1,000 円）を科しています。

過料件数：

御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺

（平成 19 年 10 月～平成 28 年 3 月）60,130 件

都島区京橋地域

（平成 27 年 2 月～平成 28 年 3 月）2,708 件

ウ. たばこ市民マナー向上エリア制度

平成 20 年度から大阪市全域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。（平成 27 年度末 70 団体）

⑥いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成 26 年 3 月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進します。